東南アジア農業変化見聞記

ラウ はら ひろ みつ 塩 原 弘 光

はじめに

I フィリピン

Ⅱ マレーシア

Ⅲ タイ

Ⅳ むすびにかえて

はじめに

この小稿は, 最近の東南アジア地域における農業変化 に関する現地調査の報告である。周知のごとく、第三世 界農業は1960年代の半ば以降大きな変動を続けている が、なかでも東南アジアのそれは特に著しい。世銀の 『世界開発報告1982』によると、70年代のこの地域の農 業成長率は年平均3.8 なと報告され、世界のどの地域よ りも高くなっている。これには、60年代後半に登場する 稲の高収量新品種普及が大きく貢献していることは言う までもない。停滞といわれて久しかった熱帯アジアの稲 作農業は60年代末から激しい動態に転じ、「緑の革命」 と呼ばれた。この変化過程については多くの研究者が注 目し、国民経済への影響から農民、農村社会へのインパ クトに至るまで幾多の実証的, 理論的研究を行なってき た。その成果ははなはだ多岐にわたって、まとめるのは 難しいが、「緑の革命」による食糧増産達成にもかかわ らず、直接生産者である農民の生活内容は必ずしも向上 したとは言えない、という点で見解はほぼ一致したとみ てよいであろう。

ところで、この「緑の革命」は、米以外の作物セクターの変化と関係があるのかどうか、それら変化の基本的要因は何か、今後の展望はどうか、といった点については依然として未解決の部分が多い。これらに対する解答の手がかりを得るのが、今回の現地調査の一つの主要目的であった。

調査期間は1983年1月4日から2月12日までの40日間,訪問国はフィリピン,マレーシア,タイの3カ国であった。限られた期間内に効率的に調査を行なう必要か

ら、それぞれの国における調査地域は下記のように限定した。つまり、フィリピンでは穀倉の中部ルソンとパナイ島、とうもろこしの栽培中心地南部ミンダナオ、マレーシアではペラ州の土地開発入植地とケダー、ペルリス両州にまたがるムダ河灌漑地区、タイではとうもろこしベルトのパーサック川すじとコーラート高原である。以下それぞれの地域ごとに変化動向の特徴を主として40日間の見聞にもとづき述べてみよう。なお、調査期間中には非常に多くの方々から絶大な協力をいただいた。ここに記して感謝の意を表する次第である。

I フィリピン

フィリピンでは米ととうもろこしの二つの作物セクターに注目してみよう。理由は、これら穀物部門は両者を合わせると耕地面積の約5割、農民数の6割以上を独占する最大部門となること、しかも農地改革、食糧増産等、戦後フィリピン農政の主柱とも言うべき重要計画が施されたのがこの部門だったからである。地域的には、米作はルソン島、とうもろこし作はミンダナオ島を中心に展開する。

1. 稲作革新技術普及

フォード、ロックフェラー両財団により1960年に設立された国際稲研究所が稲の高収量新品種 IR-8 の育種成功を公表するのが1966年末、当時深刻な食糧問題に悩んでいたフィリピン政府がこの新品種の原種50%をもらいうけ、別途自国内で開発された優良品種とともに奨励品種に指定し、その積極的普及にのりだしたのが翌1967年であった。この新品種は、60年代末までに中部ルソン平野部の隅々にまでいきわたるようになるが、それが在来種にほぼ完全にとって替るのは70年代中葉から後半にかけての時期であった。

新品種の普及はさまざまなレベルで多くの変化をもたらし、今なおもたらしつつある。まず個別農家レベルでみると、栽培方法の著しい改善を挙げることができる。

これは最近では平場の農村ならどこでも観察される点であるが、具体的には近代的投入財依存と機械力依存である。前者は、種籾の採種圃産種子依存、移植から直播への移行、手除草から農薬除草への移行に伴う除草剤の大量投与、化学肥料の増投、灌漑用ポンプあるいは耕耘機使用に伴う重油、ディーゼル油の消費増大であり、後者には耕耘機もしくは乗用トラクターによる圃場の耕耘、小型揚水ポンプによる灌漑、テリアドーラ(大型動力脱穀機)もしくはミニ・スレッシャー(小型動力脱穀機)による脱穀等が含まれる。

こうした農家レベルの変化に伴い、村落レベルでもいくつかの変化が認められるようになった。たとえば、採 種圃産種子の栽培農家が村落内に出現したとか、収穫労 働における労働者の参入制限、分収比率低下など伝統的 労働力雇用制度の変化、河川近くの遊水池、水路、水田 に大量に棲息し農民の主要蛋白源であった蛙、淡水魚の 死滅、あるいは野ねずみの大量発生等、農薬大量使用に 伴う風場一帯の生態系の変化がそれである。

さらにこれを町レベルでみると,肥料・農薬供給のための農業投入財取扱店の増加,農機具・農業機械販売代理店,商業銀行地方支店の進出,大型機械による農作業請負業,トラクター組立業,溶接・修理工場の登場,精米・貯蔵・倉庫業関係施設の拡充,市街地外れの養鶏・養豚プロジェクトの開始等となって現われる。

これらの変化傾向は、中部ルソン平野の各地で1970年 代中葉までにある程度現われており、今回の調査におい てもその後益々拡大こそすれいささかの後退も認められ ない。70年代中葉までの革新技術普及を支えた重要な要 因は政府の小農融資であったと考えられるが、それが農 民のあまりにひどい返済不能のために70年代末までには 融資額の大幅縮小を余儀なくされ、受益者も最近では融 資返済状態の良いごく恵まれた農民に限られるという状 況になった。にもかかわらずいささかの後退もみられな いのは、この間着実な収量増加が続いたからであろうと 思われる。中部ルソンにある筆者の一調査村においても、 60年代末にヘクタール当り1.5~1.65だった村の平均収 量が70年代中葉には2.2%になり、80年代に入ると病虫 害も減って3~を割ることはなかろうと言われるまでに なった(注1)。他の場所でたずねても農民の回答が35を 切ることはまずない。これをもってただちに中部ルソン における稲作生産力の高位安定とみれるかどうかは予断 を許さないが、この間に収量の継続的上昇があったこと だけは確かであろう。政府の小農融資大幅縮小以後は小 農民の多くが商人や高利貸から営農資金を借入れる旧来 のパターンに逆もどりしているが、にもかかわらずそれ を農民が切り抜けえた最大の理由は収量増加であったと 考えられる。

では収穫から経費を差し引いた残りの農民の手間取り は収量増加に対応して増えたかというと必ずしもそうは 言えない。もちろん農民のなかには新品種導入により著 しい所得増大を経験したものもみられるし、そのケース も少なくない。しかし、大方の農民がどうかと言うと、 収量増加分をほとんど肥料、農薬等投入財代金支払いに まわす結果になっているとみられる。最近の数年間の動 きをみても、米価は政策的に抑制されているのに対し、 肥料,農薬,重油といった投入財価格は原油値上げとと もにかなり上昇しているからである。たとえば,1983年 1月現在籾米の農家庭先価格は77年当時に比べて約4割 上ったにすぎないのに、投入財の方は肥料、農薬から採 種圃産種子にいたるまでいずれも6割以上の値上りをみ た(注2)。また、賃耕、賃脱穀等のサービス料金も原油価 格引上げを理由に大幅に引上げられている(注3)。このた びの革新技術普及とそれに伴う収量増大が、多くの農民 にとって必ずしも所得増大につながらないのはそのため である。

全般的にみて国営灌漑地域の農民は相対的に恵まれているようである。しかし、深刻なのはより広範にみられる非灌漑地域であろう。そこでは新品種普及による稲作商業化の進行で、農民の生活基盤全体が大いに不安定化し、多くの農民が深刻な事態に直面している。特に水がかりが悪いとか排水不良といった限界地の水田耕作農民の場合、1~2度の不作の繰返しでたちまち耕作を放棄せざるをえない状態に追い込まれる。耕作放棄のケースは70年代後半にはすでに一部ではっきりと認められたが、現在でも引き続き観察される。

また、新品種普及に際して多くの農民は政府の低利融資を利用して灌漑ポンプを購入し、ポンプによる灌漑を開始した。その結果、地域によっては著しい地下水位の低下を招き、ポンプ据え付け位置を引き下げる必要が出てきた。場所によってはいくら掘下げても地下水位に到達せず、ポンプ灌漑を諦めざるを得ない事態も起こっている。もちろん、ポンプ購入に際して借入れた融資については、農民はその使用の有無にかかわらず返済を迫られるわけである。そればかりではない。地下水は十分汲み出せるが、近年の重油値上がりの結果採算がとれなくなり、これまでやってきた乾期の作付けを全面停止した

場合もある。

70年代に蔓延したトゥングロによる病害は,80年代に 入ってたしかに小康状態を続けているようであるが,新 たに別の局面が問題化してきたわけである。

2. 農地改革

戦後フィリピンの農地改革は、1950年代半ば以降繰返し実施されてきた。しかし、地主勢力の抵抗、妨害が強力で、「耕すものに土地を」という改革目標の達成はまことに不十分、不徹底でしかなかった。ために農業問題=土地問題の解決はなく、農民の期待を将来につなぎとめるためにも法律制定を繰返さなければならなかった。55年の土地改革法を皮切りとして、63年法、71年改正法、72年法の制定がそれである。

現行72年法は、米・とうもろこし作付地に限ってではあるが、7減以上の地主所有地の小作人を全面解放しようとする意欲的な改革計画であった。改革完了までには3段階あって、最初に土地1 筆ごとの所有者および小作人の確定とその確認証書(土地移転証書)発行、次いで地主・小作人間での地価の確定、そうして最後が農民による地価償還と償還済み農民への土地タイトルの発給、からなる。こうしてまず100 減以上の大地主所有地から農地移転事業対象に組み込まれ、順次下位規模へとその範囲が広げられた。他方、7 減以下の零細地主所有地は、分益制を廃止して定額制への移行を目標とする小作制度転換事業対象として区別されることになった。

ところで、現行農地改革実施過程の第1の難関は地価 確定である。これが確定すれば政府(土地銀行)は対地 主補償を行ない、ここで初めて土地所有権が地主から政 府の手に移るからである。戒厳令体制という緊張下で出 足が遅れ気味であった地主の抵抗、妨害も、地主・小作 間の地価確定交渉の段階では積極的になり、72年法実施 後5年を経た段階でも地価確定は目標の1割という状態 でしかなかった。ところが、その後の5年間で事態に大 きな変化が進行しつつあるのを読みとることができる。 というのは、82年末現在の対地主補償済み小作地面積は 目標の3割近くに達しているし、中部ルソンでは5割に 迫りつつあるからである。これは明らかに地主の抵抗に 変化の生じたことを示唆する。つまり、地主によっては 改革に抵抗するよりも土地を手離して別途商業、その他 の分野に投資する者が増えてきたからである。特にそう した転身を目指す地主が、稲作商業化の進む中部ルソン で多いのは当然と言えよう。

ところで地主が所有を諦めて土地を売りに出したから

といって、ただちに農民の自作化が進むとは限らない。なぜなら今回の改革にはもう一つの難関として農民がはたして地価償還を支払い切れるかどうかの問題があるからである。事実、地価償還中の農民のなかには償還不能になったり、一部分しか返済できない者が少なくない。そうして、土地移転証書を売却したり質入れしたりするケースが後を断たない。その結果、地価償還率は毎年予定の14~15なと法外に低くなっている(注4)。これは土地銀行にとってはまことに深刻である。なぜなら、銀行は地主に対して地価を支払っておきながら農民からの償還が2割にも満たないのではその存立自体が危くなるからである。しかも、最近のように改革が進んで地価支払総額が大きくなればなるほど問題は一層深刻にならざるを得ない。

土地銀行は、かかる事態の根本原因を農民の稲作経営における低収益に求める。つまり大方の農民の場合、収穫から種子代、肥料代、農薬代、あるいは機械賃耕代金等々諸経費を支払うと、地価の年賦を償還しようにも、またその分を銀行側が取立てようにも残余が少なすぎる、との認識である。そこで土地銀行の採った対策は農民の所得を増大させることと、そのためのプロジェクトを援助することであった。1978年から世銀融資を得て発足している旧エステート(地主所有大団地)単位の総合開発プロジェクト(IEDP)を初めとして、小農民の共同事業推進を目指す単一事業ユニット(SBU)構想、天災等による荒廃で非生産的となった農業用地の再開発プロジェクト、農業・非農業用機械・施設の賃貸業プロジェクト、村落ぐるみの会社組織化構想、等がそれである。

これらのうちすでにある程度の実績がみられるのは IEDPである。1982年9月30日現在,全国に66の IEDPが 組織され、3万7268人の農地改革受益農民と5万1281%の農地がそれに含まれる(注5)。したがって、1プロジェクトの規模は平均565人の農民と777%の農地から構成されていることになる。主な活動内容は、(1)信用事業、(2)基盤整備事業、(3)生産・貯蔵施設利用事業、(4)購販事業、(5)技術普及事業、で土地銀行はこれら事業の資金面と経営面で大幅な協力・助成を行なう。最近では農民が相接する土地を均等に共同供出し、土地銀行が投入財および農業機械、収穫物貯蔵・乾燥施設を提供して協同生産する協同経営構想や、25~50~の籾米貯蔵能力をもつ倉庫を建設して倉庫利用事業を始める構想までみられる。

ところでIEDPプロジェクトの地域分布をみると、その大多数が中部ルソンに集中、特にタルラクとヌエバ・

エシハの両州に多いことがわかる。これをさらに町別に みると、タルラク州ではコンセプシオン、ヌエバ・エシ ハ州ではカビアオ、サン・アントニオ、サン・イシドロ、 ハエン、アリアガなど、平野内陸部の町々に分布する。 これらはいずれも1970年代初めまで反体制勢力フク団の 根拠地で、いわゆるフクランディア(フク団の支配地域) と呼ばれた。土地銀行のIEDPがこうした地域に集中し てみられること自体, 反体制勢力一掃という政府の意図 を明示するものであろう。今回の調査期間中に訪れる機 会を得たタルラク州のコンセプシオン町には、現在五つ の IEDP がみられる。 IEDP 実施地区の一つであるマガ オ村の場合、村のすぐ南側を流れるバムバン川の護岸工 事の完成、繰返す洪水で溜った河川沿いの厚いシルト層 の除去とその部分の甘蔗畑化、洪水で流された水田の養 魚池転換、等により住民の生活基盤の安定化は一目瞭然 である。事実ここでは地価償還もきわめて円滑に行なわ れていると言われる。かくして長年にわたって続いた住 民の間の政府に対する強い不信感は薄れ、徐々にではあ るが確実に信頼の回復がみられるように思われる。

コンセプシオンのケースは確かに成功例である。しか しそれはきわめて数少ない事例のなかの一つにすぎな い。中部ルソンの多くの地域では、農民は経費がかさん で儲からなくなった稲作経営を続けながら、農地改革に 伴う地価償還を初め各種の融資返済に四苦八苦というの が一般的印象である。

3. とうもろこし増産計画

新品種普及に伴う籾米増産の結果、1977年にフィリピンは宿願の米自給を達成、翌年からは毎年10万%前後の輸出余剰を出すまでになった。しかし、米の輸出市場価格は政府が農民から買上げる価格よりもしばしば低く、したがって輸出量が増えればそれだけ政府の財政負担が増えることになった。こうした経過のなかで政府の農業政策の重点が米穀増産・自給化から食糧生産の多様化に移され、特に最近では80年代農政の中心テーマに「食糧と栄養」を掲げて飼料穀物生産と畜産・酪農の振興、農業を基軸としてその前方、後方に直接連環する経済部門からなる「農業関連経済」(agrarian economy)の確立という点が強調されるようになった。ここで特に注目を集めたのが飼料用黄とうもろこして、その大増産を目指して作成されたのが1981年12月に発表されたマイサガナ(Mai-Sagana)計画(通達第1181号)である。

フィリピンのとうもろこし生産高は1980年現在300万 た強で、大体タイの生産高(330万%)に匹敵する。た

だしタイのとうもろこし生産の 9 割以上が商品化されるのに対し、フィリピンでは生産の 5 割以上が逆に主食として自家消費に回ると言われる(注6)。したがってフィリピン産とうもろこしはその 9 割までが食用の白とうもろこしであり、ために飼料用の黄とうもろこしはいまだ30万%近くもの量を毎年海外からの輸入に依存する(1981年の輸入量は25万4000%)。この不足分を 2 年以内に充足させ、3 年目からは輸出余力をつけようというのが、マイサガナ計画の目標である。

ではその目標をどう達成しようとするのか,その戦略であるが,それは米増産計画の場合と同様三つの構成要素からなる。すなわち,技術,投入財,それに融資である。技術とはハイブリッド種子と改良種子のことで,前者としては Pioneer 6181, Cargill 100, Cargill 200, HyCorn 9, SMC Hi-Yield の5品種,後者では IPB Var 1 (以上黄とうもろこし),改良 Taniguib,DMR Comp. 2, MIT Var 2 (以上白とうもろこし) の4品種が奨励されている。ハイブリッド種子の潜在収量はヘクタール当り7~10 $^{\rm t}$ >, 改良種子の場合 IPB Var 1 で7 $^{\rm t}$ >, その他が4~4.6 $^{\rm t}$ >と言われる(住7)。マイサガナ計画では,ハイブリッド種子を5 $^{\rm t}$ >水準の技術として区別し,投入財の使用,融資額に差をつけている。

投入財の中心が化学肥料と農薬であることは言うまでもない。ここで特に注目されるのは、5 ½技術の場合に施肥量9~11袋(1袋50 規)、3 ½技術でも6~9袋という肥料大量投与の奨励である。

こうした技術の採用に対して政府の低利融資が与えられる。その場合融資額は5 い技術でヘクタール当り2300ペソ、3 い技術で1450ペソと定められ、農民への融資にはマサガナ99計画同様フィリピン国立銀行、開発銀行、農業信用庁、それに民間の農村銀行の四つがあたる。

マイサガナ計画で最も注目される地域はミンダナオ島である。なかでも特に同島南部の南コタバト州への期待が大きい。1982年後期(7~12月)のマイサガナ作付計画によると、奨励品種作付目標面積は6万5137章(うちハイブリッド3万3678章)で、その5割がミンダナオ島の8州に集中している。なかでも南コタバト州は単独で全体の14.3章を占め、ハイブリッド作付面積では目標(3万3678章)の実に23章を独占するからである。

南コタバトと言えば、サランガニ湾に向って広がるマトゥトゥム火山麓南緩斜面とパーカー火山麓東斜面、それにマトゥトゥム火山とロハス連峰の間に伸びるコロナ

ダル谷という三つの肥沃な平坦地を有し、多くの農業関連企業が進出の機会を窺って注目する州である。にもかかわらずこれまであまり開発が進まなかったのは、回教徒問題等政治的不安定要因のため治安が十分に確保できなかったからである。なお、現在までに進出している主要企業としてはパイナップルのドール(約8000公)、バナナのスタンフィルコ(約2万公)、コーヒーのスタンダード・ブランズ(1240公)等キャッスル・アンド・クーク系子会社3社と、主要飼料会社の一つゼネラル・ミリング社の企業農場(1145公)、サランガニ農業会社のサランガニ牧場(1万5000公)等をあげることができる。

今回のマイサガナ計画と関連して注目されるのは、ハ イブリッド種子生産をめぐって世界の主要多国籍企業, 国内の最大手企業が競って参入、多くがこの南コタバト に進出している事実である。具体的には世界的ハイブリ ッド種子会社のパイオニア, カーギル, パシフィック, それにサンミゲル社で、北ダバオ州に農場をもつパシフ イックを除きいずれも南コタバト州に農場をもつ。これ ら多国籍企業に対しては国内大手企業が種子増殖、販売 部門を担当する形で提携する。すなわち、パイオニアに 対してはアヤラ社の子会社アヤラ農業開発会社が年間3 万3000年の特許使用料を支払ってハイブリッド種子増殖 を行なうし、カーギルにはアグロテックス、パシフィッ クには化学肥料のプランターズ社がそれぞれ種子販売部 門を担当する。なお、種子生産方法はサンミゲル社の場 合が直営方式,他の3社は個別農家との契約栽培方式を とっている。国家食糧農業評議会 (NFAC) の年報によ ると、1982年のハイブリッド種子作付面積は4万1551% であるから、ヘクタール当り20 規の種子を必要とすると して国内のハイブリッド需要は約830%になる。フィリ ピンにおけるハイブリッド種子生産の最古参パイオニア が82年に販売した種子は約600~と言われるから同社の 市場シェアが7割強、残る3割弱を3社が分け合ってい る、とみることができよう。

こうしたハイブリッド種子ならびに改良種子の普及対象は、1971年センサス時に51万戸を数えたとうもろこし作付農家である。最近ではアヤラ社の食品加工関係子会社で南コタバトにあるピュアフード農場(約1000%)、ゼネラル・ミリングの企業農園(約1145%)といった商業的大経営もちらほらみられるが、とうもろこし農家の大多数は、センサスにある平均規模2.9%という数値が示すとおり、小経営であることは言うまでもない。そこ

でとうもろこし増産の成否を握る一つの鍵として融資政策が注目される。ところがマイサガナの融資計画では化学肥料等の単価が抑えられていて、融資額で奨励基準どおりの投入財購入は無理と思われる。しかも重要なのは、数年来の世界景気後退、ラテンアメリカ諸国での金融恐慌等の影響で政府は融資財源に苦慮していると伝えられている。となると、マイサガナ計画ははたして机上の計画にすぎないのか、多国籍農業関連産業や国内大手企業がなぜ競ってハイブリッド種子生産に参入するのか、といった点が大きな疑問となる。

これら疑問との関連で注目されるのが政府の最優先プ ロジェクトの一つ, 通称 KKK (Kilusang Kabuhayan at Kaunlaran) である。これは81年の政令 715 号にもと づくもので、直訳すると「生活改善運動」となり事実そ う呼ばれることが多いが、内容的には「運動」と言うよ り「助成計画」と呼ぶ方がふさわしい。なぜなら、この 計画の目標は自助・自立原則と地場資源活用を基本方針 とする農村内住民の生産的事業の振興であり、そのため の各種助成措置を担当するのが居住環境省だからであ る。事業プロジェクトは農林水産関係、農林水産物加工 関係,倉庫・運送・貿易関係,錨型プロジェクト関係の 四つに大別され、居住環境省が部門別に助成対象プロジ ェクトを選定して技術的、財政的な援助の手を差しのべ る。ここで錨型プロジェクトと呼ばれるのは既存の特定 私企業の事業活動と関連して、その前方もしくは後方連 環事業を農村内事業プロジェクトに採用する場合のこと で、いわゆる下請プロジェクトにすぎない。

KKK の予算規模は、さすがに政府の優先プロジェク トだけあって、初年度の82年に11億ペソという尨大なも のであった。この予算の大半が,地方行政区域ごとに配分 され、奨励プロジェクトの融資に回された。ミンダナオ 島南部5州からなる第11地区の居住環境省地方局投資計 画ファイルによると、83年度の地区内投資予定総額は2 億2000万ペソに達している。 うち南コタバト州への投資 予定額が最高で、地区総額の3分の1を独占する。特に ハイブリッド種子栽培プロジェクトへの投資が最大で、 総額2800万ペソ, 受益面積8283公, 受益農民数2700人と なっている。この受益面積は、82年度後期のマイサガナ 計画における南コタバト州割当面積(7622%)を超えて おり、しかもヘクタール当り融資額も3380ペソでマイサ ガナ計画の2300ペソを1000ペソも上回っている。その意 味でも KKK 融資は、マイサガナ計画を間接的ながら支 える働きをもつとみることができよう。

融資問題は KKK 融資によりかなりの程度まで解決されるとしても、いま一つ未解決の重要な問題がある。それは収穫後の乾燥・貯蔵施設欠如である。一つの事例でいうとこうである。ゼネラル・サントス市とダバオ市を結ぶ国道に沿ってゼネラル・サントス市から30點の地点にマルンゴン町マランダグ村が位置する。ここには現在五つの水利組合が存在するが、そのうちの一つが昨年マランダグ水利組合とうもろこし生産プロジェクトを立案、KKK の正式プロジェクトに認定され、総額87万4000ペソの融資を受け、参加農民142人が約250点の耕地にハイブリッド・コーンを植付け、約1200~のとうもろこしを収穫した。これは平均収量でヘクタール当り5~近い高収量の実現であり、年度末には KKK の全国優良プロジェクトの一つとして表彰されたほどである。

ところでプロジェクト参加者についてみると、高い収 量実現にもかかわらず農民収益の増大はそれほどでもな かったといわれる。なぜなら収穫されたとうもろこし粒 子の乾燥がうまくいかなかったからである。通常販売さ れるとうもろこし粒子の水分含有量は14 欲といわれる が、天日乾燥以外に手段をもたない一般農民の場合、天 候不順の影響もあってそれを28な以下に下げることがで きなかった。その結果国家食糧庁からは農民販売量の3 分の2についてのみ政府支持価格,残りの3分の1は無 償という取扱いを受けたし、もちろん民間の買付商人か らはひどい買い叩きにあった。農民は、こうして得た販 売代金のなかから肥料、農薬代、その他を支払わなけれ ばならず、多くのものにとってハイブリッド作付による 高収量のメリットはほとんど感じられない状態であった と言われる。これでは、参加農民の数が年を追うごとに 減少するといった事態の発生も大いに予想される。

かかる事態の回避には乾燥・貯蔵施設の整備が急務となることは言うまでもない。この点はマランダグ村固有の問題ではなく、広くとうもろこし栽培地帯に共通する 重要課題と思われる。融資政策と並んでマイサガナ計画 の成否に大きく関わるといって過言ではあるまい。

以上のようにみてくると、マイサガナ計画の実現性は 決しく低くなさそうである。多国籍企業、国内大手企業 の種子生産への参入はそのためである。それは北部フィ リピンで70年代に進んだ稲作の「緑の革命」と多くの共 通点をもつ。異なるのは、米が自給的性格の強い商品で あるのに対し、とうもろこしは、特に黄とうもろこしの 場合完全な商品で、しかも広い前方・後方連環をもつ点 であろう。それだけに南部ミンダナオのとうもろこし栽 培の「緑の革命」は、ルソン島の場合以上に徹底した商業化を推し進めることになることが予想される。それをチェックする力があるとすれば、回教徒とキリスト教徒フィリピン人の対立に起因するこの地域の政治的不安定性の問題だけと考えられる。

(注1) ヌエバ・エシハ州ギムバ町サン・アンドレス村の情報。なお70年代中葉までの状況については、 抽稿「フィリピンにおける『緑の革命』と農民」(『アシア経済』第19巻第9号 1978年9月) を参照のこと。

(注 2) 調査村で得た情報によると,1983年1月現在の籾米価格は1 報当り1.40ペッ(78年1月に1.00ペッ),種子は50報当り110ペッ(78年当時に70ペッ),肥料は50報当り平均120ペッ(78年当時75ペッ)であった。

(注3) 賃耕代は調査時へクタール当り平均 450 ペソ (78年当時250ペソ) であった。

(注4) Valencia, E. M., "Philippine Land Reform from 1972 to 1980," T. C. Rivera 他編, Feudalism and Capitalism in the Philippines, ケソンシチー, Foundation for Nationalist Studies, 1982年, 80ページ, 第9表。

(注5) フィリピン土地銀行 発行の 小冊子 (Dear Fellow Landbankers…… a Letter from your President, Letter No. 4, 1983年1月) より。

(注 6) Goldberg, Ray A.; R. C. McGinity 編, Agribusiness Management for Developing Countries: Southeast Asian Corn System and American and Japanese Trends Affecting It, ケンブリッジ(マサチューセッツ), Ballinger Publishing Company, 1979年, 332~333, 356~357ページ。

(注7) NFAC, MaiSagana: Implementing Guidelines, July-December 1982, ケソンシチー,1982 年, 8ページ。

Ⅱ マレーシア

独立後のマレーシアにおける政府の主要な農民・農業 政策と言えば、一つは農村の過剰人口、土地なし農民を 対象とする土地開発入植計画であり、他は稲作農民を対 象とする灌漑排水計画とそれによる水稲2期作化の推進 であろう。これらの政策により農業がどう変化したか、 変わりつつあるかを考えてみよう。

1. 土地開発入植計画

連邦土地開発庁 (FELDA) の最新資料(注1)によると,

1956年の設立から82年末までの27年間に、同庁が手がけてきた入植計画は331件、開発面積約60万%(農用地57万%、村落地3万%)、入植者世帯数7万4263世帯に達するといわれる。半島マレーシアの農民数は70年センサス時で約55万人(注2)、73年の総耕作地面積は約714万%(注3)であるから、FELDAの農用地ならびに農民数は半島マレーシア全体の1割前後に相当することになる。

この土地開発入植計画は、近隣諸国の自作農創設を目的とした入植計画に比べていくつかの際立った特色をもつが、ここで特に注目されるのは政府の手厚い保護と統制という点であろう。

各入植地は平均1500~2000洋の農地と200~250の入植者世帯からなる。栽培作物としては全入植地の5割以上を覆うオイル・パーム,3分の1を占めるゴム,その他カカオ,コーヒー,甘蔗の5種類がみられ,各入植地ごとに統一されている。これは,入植者に作物を選択させるのではなく、FELDAが森林を開拓して特定の樹木作物を植えつけてから入植者を入れるからである。

こうした作物の統一に加えて入植後の農作業もまた入植事務所の指導の下に組織的,統一的に行なわれる。たとえば、現地調査期間中に訪問の機会を得たペラ州のオイル・パーム栽培入植地の場合、下生えの除去、枝おろし,施肥、果実の摘取り、運搬、等々は、入植者20人からなるブロックごとに作業チームを編成し、入植事務所の作製する作業計画に沿って行なわれると言われる。その場合、化学肥料その他の投入は必要量を入植事務所が入植者に供与し、その代金分は土地開発費等とともに入植者の収益のなかから返済される。

FELDA は、こうした入植者の経済的安定確保のために、70年代に入ってから各種の関連公社、合弁会社をつぎつぎに設立した。入植予定地の開拓、土地造成のための建設公社、生産物加工のための加工公社、農業投入財およびサービスのための農業公社、ゴム・オイルパーム製品販売のための販売公社、等8公社と、オイルパーム精製、粒状肥料製造等のための6合弁会社がそれである。

こうしてFELDAは、現在、土地開発から土地なし農民の入植、入植地での生産、生産物の加工、販売、輸出に至る全過程を支配する機関となった。このこととの関連で注目されるのは、従来入植に伴う費用一切の返済が完了すると個人に賦与されていた土地所有権が、最近では与えられなくなっている点である。特にオイルパーム栽培入植地の場合がそうで、入植者が土地開発費等の返

済を終えて取得するのは,入植地全体の土地所有権に対するシェアにすぎない。この点が自作農創設を目指す入植計画とその性格を全く異にするものである。しかも,土地開発から生産物輸出までの全過程がFELDAの統制下にあるという点に注目すると,その入植地経営はいわば国家によるエステート経営にも匹敵するとの理解も可能であろう。

ところでFELDAの土地開発により70年代以後のマレーシア農業なり農民がどう変わったかというと、第1に輸出作物部門における政府の生産・流通支配拡大であり、第2に土地から切り離された農民の輸出作物生産への再編入である。こうしてFELDAは、一方で農民に対して手厚い保護を与えると同時に、他方で農民の経営を肥料、農薬、機械、設備に大きく依存したいわゆる近代的経営の展開へと導いている。そのことの意味については後で考察されよう。

2. ムダ川灌漑排水計画地区

マレーシアの大規模灌漑排水計画には、半島東岸ケランタン州のクムブ計画と西岸ケダー、ペルリス両州にまたがるムダ計画の二つがある。いずれも60年代後半に着工、70年代前半に完工した。これら計画完了後の開発行政担当機関はクムブ地区およびムダ地区農業開発庁(それぞれKADA、MADA)である。

MADA 管轄下の稲作面積は10万為, 農民数は6万1000人といわれる。したがってこの地区の半島マレーシア稲作における比重は農民数で3~4割, 耕作地面積で約3割となる。特にこの地区の高い生産性と190 など言われる土地利用率を考慮すると,実際の比重はさらに大きなものと考えなければならない。

この地区の農業についてもまた特徴的な点は、政府の手厚い保護政策である。マレーシアでは一般に稲作農家は、化学肥料の無償供与(ヘクタール当り成分重量で窒素80矧、燐酸30矧、加里20 矧)、3割強にも及ぶ米価補助を受けているが、ムダ灌漑地区ではさらに年間事業費1600 万 マレーシア・ドルという MADA の開発サービスが施されるし、灌漑排水施設が全額政府負担であるうえに水利費が平均収量のわずか0.6〜という低さである。

こうした保護、助成政策のために、地区内農家の稲作コストは平均収量の3割から3割5分程度といわれるまで下っているし、大型機械への依存が著しく進行している。MADAの農業経済担当専門官によると、耕起・整地作業は100 50中型、大型トラクターに、また収穫作業は90~9555まで大型コンバイン・ハーベスターにより行

なわれるということである。

これら機械化の進展は、個別経営の機械保有によるのではなく、商人、富農層の所有による請負制にもとづく。現在ムダ地区には約350台のクラアス、ジョンディーア、ドイッツファール等のコンバイン・ハーベスターが稼動中でその所有者はざっと300人と言われる。1980年後半に実施された一調査によると、収穫請負業者の約半数が富農層であり、4割が商人・事業家層、残る1割が商人兼農業者であったと報告されている(注4)。

要するにマレーシアの農業と農民は、FELDA あるいは MADA に代表されるように政府の手厚い保護政策下におかれ、農民の経済状態は確実にフィリピンの農民より良好にみえる。しかしその変化動向となると共通点が多い。農業の投入財依存、機械力依存の進行がそれである。その過程が資本のイニシアチブにまかされているのがフィリピンであり、それが政府により組織的に推進されているのがマレーシアであるとみることができよう。

(注1) FELDA, "Felda and its Activities." (FE LDA が1983年1月付けで用意した訪問客用パンフレット)。

(注2) Selvadurai, S., Agriculture in Peninsular Malaysia, クプラルンプール, 1978年, 15ページ

(注3) 同上書 17ページ。

(注4) Toyama, Takao, "Farm Economics Study on the Harvesting Contract System in the MUDA Area" (Quarterly Report No. 1), 未公刊, 1981年12 月, 1, 11ページ。

Ⅲ タ イ

タイでは、とうもろこしとキャッサバに注目して最近 の農業変化を検討してみよう。両作物の主要栽培地域に は、チャオプラヤ川中流部、パーサック川の谷すじ、コ ーラート高原、それにシャム湾東岸部等が含まれる。

1. とうもろこしとキャッサバ生産の急伸

最近の10数年間に、タイの農作物のなかでとうもろこしとキャッサバほど生産の急伸長を記録した作物はあるまい。前者の場合、1961年に約60万~にすぎなかった生産量がその後数年ごとに倍増して80年には330万~と実に5.5倍もの大増産を記録した(注1)。他方キャッサバの方も、61年の173万~から70年の340万~、74年の624万~、78年の1600万~と、70年代に入ってからの増産には目をみはるものがある(注2)。

タイにおけるとうもろこしおよびキャッサバの特徴の一つは、それらがフィリピンやインドネシアでみられるような半ば農民の自給用作物としてではなく、ほぼ全面的に商品化を目的として栽培される点である。とうもろこし加工等関連産業が相対的には未成熟であった70年代初めまでは、したがって、生産の伸長は輸出急増と結びついていた。つまり、タイのとうもろこし輸出量は、60年代初めの約50万~から同年代半ばに100万~に増え、70年代前半には200万~に達して世界有数のとうもろこし輸出国となった(注3)。その後も生産量はひき続き増大したが輸出量は横ばいのまま今日に至っている。これは後述されるような国内の農業関連産業台頭の結果である。他方キャッサバ輸出の方は、やや遅れて70年代に目覚ましい伸びを経験し、78年には630万~と70年代初めの輸出量の10倍近くに達した(注4)。

1960年代、70年代におけるタイとうもろこし生産の急増を支えたのは、もっぱら耕作面積の外延的拡大であった。つまり、61年に約30万%であった収穫面積は80年に150万%とちょうど5倍に拡大され、生産の伸びに等しい。

したがってこの間収量改善はほとんどみられず、ヘクタール当り大体 2.0 ½から 2.5 ½の間を上下している。もっとも、この収量水準は東南アジアの主要とうもろこし産出国であるフィリピンやインドネシアのそれ(1980年現在それぞれ0.95½、1.24½)に比べて 2 倍近くも高い(注5)。

こうしたなかで一つの注目すべき動向は、とうもろこしのハイブリッド種子会社の進出である。タイ投資委員会は1980年に種子生産企業4社を奨励企業とするが、このなかにはカーギル、パシフィック、パイオニア等の世界的種子生産会社が含まれている。もちろん関心はハイブリッド種子生産であり、すでに年産7500小の生産能力をもつといわれる。上述のように相対的に高い収量水準を誇るタイにおいてなおかつハイブリッド種子導入の契機は何か。これは近年タイ政府が推進するようになった「農業関連経済」の形成、振興と深く関連することは言うまでもあるまい。後述されるような飼料工場、サイロ施設、養鶏場、食肉加工処理工場等への投資急増がそれである。

こうした急速な生産拡張の過程で進行している重要な 変化の一つが、零細経営の脱落と相対的に大きい経営へ の生産の集中という傾向である。カセサート大学の調査 によると、タイのとうもろこし栽培農民の経営規模は、 1959年の平均4.5%から73年の6.8%へと大きく変化している(注6)。しかもこれを階層別にみると、4%未満農家は59年に全体の6割であったのが73年には3割弱まで半減し、代わって12%以上層は55から15年へと3倍に増えたのである。また、1981年のタイ投資委員会の農業関係奨励企業のなかには三つのとうもろこしプランテーションが含まれており、総面積5120%、1農園平均2000%近い大経営である点が注目される(注7)。

2. アグリビジネスの展開

とうもろこし、キャッサバの商品生産急伸に伴ってもっとも注目されるのは、農業投入資材供給体制と農業関連産業の展開であろう。パーサック川の谷すじからコーラート高原一帯の地方都市で目立つのはトラクター販売代理店と機械修理・溶接工場である。トラクターの銘柄はマッセイファーガソン、ジョンディーア、三菱、フォード等世界の名だたるメーカーのもので、各メーカーごとに別々の店舗を構え、店頭には20馬力程度のものから数十馬力という大型まで並び、激しい販売合戦の模様が感じられる。化学肥料、農薬の使用はこれら作物栽培地帯ではいまだあまり多量でないとみえて独立の肥料・農薬取扱店は少なく、薬局で取扱われる場合が多いようである。

キャッサバの産業連環はもっぱら輸出前の加工過程にかぎられる。農民の圃場から掘り起こされた塊根は直接加工工場に搬送されるか、いったんキャッサバ集荷人を経由して持ち込まれるかどちらかである。後者の場合集荷人は集まったキャッサバを大まかに砕いて乾燥させてから工場に運び込む。キャッサバ栽培地帯の景観的特徴の一つは、こうした集荷人のもつ天日乾燥場がそこここに見られることである。

加工工場にはキャッサバをペレット状に加工するものと粉末にするものとの2種類がみられる。投資委員会年報によると、81年現在主要ペレット工場は6社、製粉工場が5社あって、前者はいずれもサムット・プラガーン、チャチュンサオ、チョンブリーのシャム湾岸沿い3県に集中、後者は1社を除き全てパンコクに立地する。

キャッサバに比べるととうもろこしの産業連環ははるかに大きい。特に70年代以降急速に台頭したのが飼料産業,養鶏業,食肉加工業等である。たとえばタイ国内の飼料工場の生産能力は1974年の94万½から6年後の80年には274万½と3倍近い増大をみたし、サイロ等貯蔵施設も74年の能力46万½から80年には206万½へと5倍近い拡充をみた(注8)。

また養鶏場、食肉加工工場ともに70年代に次々建設された。たとえばタイの指導的企業集団の一つであるセンタコ(CENTACO)の場合、1969年に最初の養鶏場センタコ農場を設立して以来この分野への投資を急速に拡大し、81年までにつごう七つの養鶏場と、月産2万4000~の能力をもつ飼料工場、貯蔵能力3万4000~のサイロ、年間2100万羽の処理能力をもつ鶏肉加工処理工場、さらにひな鳥ふ化場を設立した(注9)。

しかもこれらがいずれもバンコクとコーラートを結ぶハイウェー沿いにあり、特にバンコクから 150 塩の地点にあるパクチョン地区に集中する。もちろんここにはセンタコ関係農場のみならずチャルーン・ポークパン(通称 CP)グループ、チョークチャイ・グループ、ベータグロといった国内主要企業グループの飼料工場、養鶏場、牧場、種子栽培農園、果樹園等々が10起以上にわたって沿道に立ち並び、ここにさながら「アグリビジネス銀座」の景観が展開する。パクチョン地区一帯にこうしたアグリビジネスが集中立地するようになった要因としては、そこがコーラート高原南西端部で海抜400~500粒もあり低地に比べて気温が多少ながら冷涼であること、60年代にハイウェーが完成するまで交通不便のため開発があまり進んでいなかったこと、バンコクとの距離が150ねと比較的近いこと等を挙げることができる。

ともあれこうして70年代以降とうもろこし関連アグリビジネスの目覚ましい展開が進んだ。その結果とうもろこしに対する国内需要が大きく増大し、輸出余力が次第に低下した。70年代後半以降のとうもろこし輸出の低迷は、こうした国内の動きに関連するものである。

(注1) アジア経済研究所『アジア動向年報』(1970年以降82年までの各年度版)より。

- (注2) 同上。
- (注3) 同上。
- (注4) 同上。
- (注5) FAO, Production Yearbook 1980。
- (注6) Goldberg; McGinity 編,前掲書,359ページ。
- (注7) BOI, Thailand Investment Handbook and Directory of Promoted Companies 1981, バンコック, 1982年, 84ページ (本資料以下三つはアジア経済研究所海外派遣員末廣昭氏の蒐集したものである)。
- (注8) Raigan Prachampi 2523 (タイ国政府投資委員会『年次報告 1981年版』)。

(注9) Bangkok Post, Supplement, 1981年10月 12日。

IV むすびにかえて

以上フィリピン、マレーシア、タイの3カ国における 農業変化の一端をみてきた。いずれの国の場合でも、70 年代以降農業に一つの大きな変化傾向が進みつつある点 は十分に確認された。では一体それをもたらしている基 本的要因は何か、3カ国の変化傾向を貫くものは何か、 という点に関して最後に若干の印象的私見を述べてみよ う。

結論から言うと諸変化傾向の根底にある方向は資本による農業の再編過程とみることができそうに思われる。つまり、農業が工業と商業に結合、統合される過程である。この過程は、歴史的には西欧列強が植民地農業のなかにプランテーション部門を植付けることにより進められたが、それは工業用原料・材料生産農業が中心で、食糧生産等の住民農業部門はその過程に部分的にしかまき込まれることはなかった。1960年代後半から進行しつつある変化過程は、この伝統的住民農業部門が全面的に工業と商業に結びつけられる過程として捉えられないかということである。

フィリピンにおける稲作革新技術普及は北部フィリピンの稲作農業を化学肥料, 農薬, 農業機械など工業部門に大きく依存したものに変えた。その結果稲作収量は大いに改善されたが, 農民にとってははなはだ大きな経費を伴う農業となり, 必ずしも所得増大につながらない場

合が多かった。これに対して農業投入資財の供給商人, あるいはそれらの製造業者,金融機関にとっては確実に 市場拡大であった。

南部フィリピンのミンダナオ島で今まさに起こりつつ あるとうもろこしのハイブリッド 種子普及は、「緑の革命」のいわばとうもろこし版となろう。ただしとうもろこしは米とちがってその産業連環の輪が一段と広く、米作の場合以上に広範でかつ徹底した変化を伴うことになりかねない。

タイのとうもろこし作の場合も同様であろう。この部 門での耕耘過程の機械力依存はすでに相当進んでいる し、国内主要企業集団によるとうもろこし関連分野での アグリビジネス展開には目覚ましいものがある。肥料と 農薬の使用はこれまで相対的に抑制されてきたが、最近 始まったハイブリッド種子の普及によっては今後急速に 投入財依存が高まると予想される。こうしたなかで零細 農民の多くが没落を余儀なくされていることは、さきに 示した調査事例からも明らかである。

マレーシアの場合政府の農民保護政策が徹底していて 事情が一見異なるようにみえる。しかし,入植地なり灌漑 地区内で推進されている営農形態はやはり農業投入財, 農業機械に大きく依存したものであり,フィリピンやタ イの場合と基本的に差があるとは思われない。

東南アジア諸国の農業は今まさに、こうして**資本**により再編成されつつあるとみられる。

(立教大学教授)